

建築工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行導入

神戸市建築住宅局技術管理課

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 從来から入札参加予定者へ「数量書」を公開。ただし、「数量書」は参考資料として位置づけていた。

目的

- 契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間による協議を円滑に行う。
- 協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額とすることで、契約の適正化及び品質確保に繋げる。
- 発注者が示した積算数量を活用することにより、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

【対象】

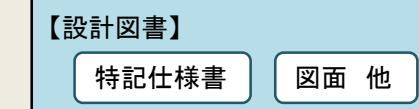
発注者が指定する競争入札に付する建築一式工事

入札時積算数量書活用方式

概要

- 入札参加者に発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とする。

【入札時公開資料】



入札公告兼入札説明書
「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である旨等を明記

入札時積算数量書

入札

提出

入札参加者

工事費内訳書

入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用

入札時積算数量書を契約事項として特記仕様書に位置づけ
(参考資料ではない)

【契約】

【設計図書】
特記仕様書 図面 他

質問回答書

【建築工事特記仕様書】
「総則」5.入札時積算数量書活用方式 (1)

「入札時積算数量書」に疑義が生じた場合の確認の請求、受発注者の協議、訂正等について明記

「総則」5.(2)

前項(受注者からの確認の請求)は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合のみに行うことができるものとする。他